

市役所本庁舎への広告を募集します

1 募集内容(詳しい位置図は【広告掲出場所概略図】をご確認ください。)

No.	場 所	規 格	入札最低価格（税込）	枠数
1	1階東玄関通路壁面	B0判（横） 縦1,030mm×横1,456mm	220,000円	4枠
2	1階北側男性用トイレ内	A3判（横） 縦297mm×横420mm	73,000円 (4枠セット料金)	4枠
3	2階北側男性用トイレ内	A3判（横） 縦297mm×横420mm	73,000円 (4枠セット料金)	4枠
4	1階北側女性用トイレ内 (洗面台横壁面)	A1判（縦） 縦841mm×横594mm	73,000円	1枠
5	2階北側女性用トイレ内 (洗面台横壁面)	A1判（縦） 縦841mm×横594mm	73,000円	1枠
6	16階男性用トイレ内	A3判（横） 縦297mm×横420mm	27,000円 (3枠セット料金)	3枠
7	16階女性用トイレ内 (洗面台横壁面)	A1判（縦） 縦841mm×横594mm	36,000円	1枠
8	執行部棟エレベーター内壁面	B1判（縦・横いずれか） 1,030mm×728mm	110,000円	12枠
9	執行部棟1・2階エレベーターホール(エレベーター外扉)	縦728mm×横1,000mm	110,000円	12枠

※ 広告制作費(版下・デザイン)は広告主の負担とし、上記広告料に含みません。

※ No.2・3については4枠を1セット、No.6については3枠を1セットとして募集を行います。

※ No.9についてはエレベーターの両扉で1枠として募集を行います。また、設置・撤去にかかる費用は広告主の負担とし、上記広告料に含みません。

2 掲出期間

令和8年4月1日（水）から令和9年3月31日（水）まで

3 募集要項等の配布

(1) 配布期間

令和8年2月2日（月）から令和8年2月27日（金）まで（土・日曜日、祝日を除く
午前8時30分から午後5時15分まで）

(2) 配布場所

宇都宮市ホームページからダウンロードできます。

URL : <https://www.city.utsunomiya.lg.jp/kurashi/oshiraselist/koukoku/1003152.html>
(ページID: 1003152)

また、管財課（本庁舎5階）においても配布します。

4 申込書等の提出

(1) 提出物

- ・ 宇都宮市施設内広告掲出申込書（様式第1号）
- ・ 宇都宮市広告事業見積書（掲出場所ごとに見積書を提出してください。）
- ・ 広告原稿
- ・ 会社概要（法人の場合）

(2) 提出方法

持参の場合は、本庁舎5階の管財課へ提出してください（受付は午前8時30分から午後5時15分まで（土・日曜日、祝日を除く。））。

郵送の場合は、「〒320-8540 宇都宮市旭1-1-5 宇都宮市役所 理財部 管財課あて」に「広告事業申込書在中」と明記し、簡易書留で郵送してください（簡易書留以外は無効となります。）。

(3) 提出期限

令和7年2月27日（金）午後5時15分必着（簡易書留の場合、当日消印分まで）

5 広告主の決定方法

- ・ 広告内容等について審査を行います。
- ・ 審査を通過したものについて、入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、見積金額の高い申込者から順に広告主として決定します。
- ・ 結果は、広告主として決定した申込者に文書で通知します（具体的な掲出場所は管財課で指定いたします。）。

※ 入札最低価格以上で申し込みのあったもののうち、募集枠内で見積金額が同額となつた場合、抽選により広告主を決定いたします。

6 広告掲載の決定後の手続き

(1) 広告掲載・不掲載決定の通知

市から申込者に対し、広告掲載の可否や掲載可となった場合の掲載箇所、今後の事務手続き等について通知します。

(2) 行政財産使用許可申請書の提出

広告掲載が決定した場合は、(1)の通知に添付されている「行政財産使用許可申請書」を指定期日までに管財課へ提出してください。

(3) 広告の掲出

広告掲載開始日までに、掲載用ポスターを管財課へ提出してください。なお、執行部棟1・2階エレベーターホール（エレベーター外扉）については、広告主において掲出作業を行っていただく必要があるため、掲出の作業日時は市と協議の上決定します。

※ 1・2階エレベーターホール（エレベーター外扉）へ広告を掲出する際は、塩ビシート、フィルムラッピングなどの再剥離可能なもの（剥離後に粘着剤の残留がないもの、貼り付け基材に跡が残るしないもの）を貼付してください。

(4) 広告掲載料の納付

市から納入通知書を送付しますので、指定期日までに納付してください。

(5) 広告の撤去

執行部棟 1・2階エレベーターホール(エレベーター外扉)については、掲出の際と同様業者が撤去する必要があるため、撤去の作業日時は市と協議の上決定します。

7 関係資料

- ・ 広告掲出場所概略図
- ・ 宇都宮市施設内広告掲出申込書（様式第1号）
- ・ 宇都宮市広告事業実施要綱
- ・ 宇都宮市広告事業掲載基準
- ・ 宇都宮市施設内広告掲出取扱要領
- ・ 宇都宮市施設内広告掲出基準

8 問い合わせ先

宇都宮市理財部管財課管理グループ TEL 028-632-2145 (直通)